

**高年齢雇用継続給付・育児休業給付・
介護休業給付の支給申請に関する協定書**

株式会社 (以下「会社」という) と、株式会社 労働組合 (以下「組合」という) とは、高年齢雇用継続給付、育児休業給付および介護休業給付 (以下「高年齢雇用継続給付等」という) に関し、以下のとおり協定する。

(支給申請手続きの代行)

第1条 以下の各号の支給申請について、支給対象となる被保険者に代わり会社が、事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長に支給申請を行うこととする。

- 1.雇用保険法第61条に定める高年齢雇用継続基本給付金
- 2.雇用保険法第61条の2に定める高年齢再就職給付金
- 3.雇用保険法第61条の4に定める育児休業基本給付金
- 4.雇用保険法第61条の5に定める育児休業者職場復帰給付金
- 5.雇用保険法第61条の7に定める介護休業給付金

(協定期間)

第2条 本協定の有効期間は、1年間とする。但し、期間満了1ヶ月前までに、会社、組合の何れから改訂または廃止の意思表示がなさないときは、更に1年間有効とし、それ以降も同様とする。

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役

株式会社 労働組合
執行委員長